

入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 26 日

岩手県生物工学研究所長 菊池 真奈美

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 岩手県生物工学研究所庁舎清掃業務
- (2) 履行場所 岩手県生物工学研究所 岩手県北上市成田 22 地割 174 番地 4
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務概要 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の件名の総価で入札に付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する消費税及び地方消費税額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、令和 7・8・9 年度岩手県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち「設備の保守管理（庁舎清掃）」に登録されている者であること。
- (3) 県南広域振興局北上管内、花巻管内及び奥州管内に本店、支店又は営業所等を有するものであること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から庁舎管理業務の委託に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）又は県営建設工事等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (6) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (7) この公告の日から過去 5 年以内に、当該業務と同種の契約実績を有し、且つそれらの業務をすべて誠実に履行した者であること。
- (8) 岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (9) 事業所の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その営業に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第

6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒024-0003 岩手県北上市成田 22 地割 174 番地 4 岩手県生物工学研究所
電話番号 0197-68-2911
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和8年3月12日 午後2時00分 岩手県生物工学研究所1階大会議室

4 その他

- (1) 調達手続の停止
令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の調達手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約保証金
免除
- (4) 入札への参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和8年3月6日午後4時までに3(1)の場所に提出しなければならない。
- (5) 入札への参加
(4)により提出された書類を審査した結果、入札参加資格を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (6) 入札の無効
この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要